

参考法令（抜粋）

宅地建物取引業法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 176 号）

（指示及び業務の停止）

第六十五条（略）

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該宅地建物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一～三（略）

四 この法律の規定に基づく国土交通大臣又は都道府県知事の処分に違反したとき。

五～八（略）

3（略）

4（略）

（免許の取消し）

第六十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該免許を取り消さなければならない。

一～八（略）

九 前条第二項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき又は同条第二項若しくは第四項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

2（略）